

第62回 定時株主総会招集ご通知

開催日時▶2019年3月27日(水曜日)午前10時

議決権行使期限▶2019年3月26日(火曜日)午後5時まで

CONTENTS

第62回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
決議事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	18
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

OYO 応用地質株式会社

証券コード：9755

2019年3月11日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美土代町7番地

応用地質株式会社

代表取締役社長 成 田 賢

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法にて議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

【インターネット等による議決権行使の場合】

4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、2019年3月26日（火曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力下さい。

記

1. 日 時 2019年3月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K R ホテル東京 11階 孔雀の間
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第62期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.oyo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。なお、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とウェブサイトに掲載の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表とで構成されております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.oyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

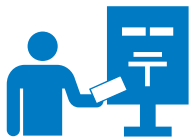
■ 株主総会にご出席いただける場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 2019年3月27日(水曜日) 午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



● 書面の郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。

議決権行使期限 2019年3月26日(火曜日) 午後5時まで

● インターネット等による議決権行使の場合

次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.tosyodai54.net>にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



議決権行使期限 2019年3月26日(火曜日) 午後5時まで

詳細は次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社（以下）までお問い合わせ下さい。

- (1) インターネット等による議決権行使の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-88-0768 (9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-49-7009 (平日9:00~17:00)

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のご案内

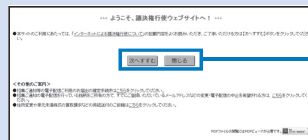
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>

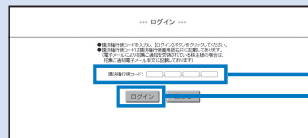


1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

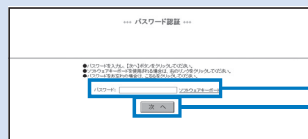
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

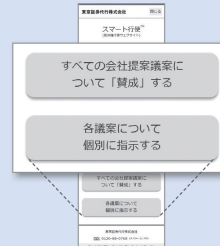
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使についての注意事項

※議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。

※パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

※パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向30%～50%を目処として、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を、14円00銭（中間配当14円00銭とあわせて年間28円00銭）といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき14円00銭、配当総額は370,491,408円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役8名（うち社外取締役3名）は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名		当社における地位	取締役会出席回数
1	再任	なりた まさる 成田 賢		取締役社長（代表取締役）	100% (13回/13回)
2	再任	ひらしま ゆういち 平嶋 優一		取締役	100% (13回/13回)
3	再任	しげのぶ じゅん 重信 純		取締役	100% (13回/13回)
4	再任	さとつ けんじ 佐藤 謙司		取締役	100% (13回/13回)
5	再任	あまの ひろふみ 天野 洋文		取締役	100% (13回/13回)
6	再任	なかむら かおる 中村 薫	社外 独立	取締役	100% (13回/13回)
7	再任	おおた みちひこ 太田 道彦	社外 独立	取締役	100% (10回/10回)
8	新任	おさき しょうじ 尾崎 聖治	社外 独立	—	—

- (注) 1. 第62期の取締役のうち社外取締役の八木和則氏は、任期満了に伴い本総会をもって退任いたします。
2. 太田道彦氏の出席回数は、2018年3月27日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	な り た まさる 成 田 賢 (1953年11月15日) 【再任候補者】	1979年 4 月 当社入社 2002年 3 月 当社執行役員 2004年 3 月 当社取締役 2004年 4 月 当社常務執行役員 2005年 1 月 業務統轄本部長 2005年 4 月 当社専務執行役員 2005年 9 月 新規事業企画室長 2007年 3 月 当社取締役副社長 2009年 3 月 当社代表取締役社長（現任）	13,543株
	【第62期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【選任理由】 成田 賢氏は、当社の経営管理部門及び事業部門等における豊富な経験を有しており、社長就任後は、当社グループの持続的な成長に向けた構造改革と基盤づくりに取り組み、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といいたしました。		
2	ひ ら し ま ゆういち 平 嶋 優 一 (1959年11月27日) 【再任候補者】	1983年 4 月 (株)富士銀行（現 (株)みずほ銀行）入行 2009年 4 月 (株)みずほコーポレート銀行（現 (株)みずほ銀行） 米州審査部長 2011年 4 月 同行業務監査部長 2013年 8 月 当社入社 2014年 8 月 当社執行役員 2015年 4 月 当社常務執行役員 2015年 4 月 応用アール・エム・エス(株) 取締役（現任） 2016年 3 月 当社取締役（現任） 2016年 4 月 事務本部長（現任） 2017年 4 月 当社専務執行役員（現任） 2018年 6 月 (株)イー・アール・エス 取締役（現任）	2,289株
	【第62期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【選任理由】 平嶋優一氏は、銀行での海外部門及び審査部門並びに当社の経営管理部門等において、豊富な経験を有しており、基幹システム更新、コーポレート・ガバナンスの強化等、企業の社会的信頼向上に取り組むなど、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	しげのぶ じゅん 重 信 純 (1958年8月22日) 【再任候補者】	1983年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社執行役員 2005年 4 月 四国支社長 2010年 4 月 工務本部長（現 生産管理本部長）（現任） 2014年 3 月 (株)ケー・シー・エス 取締役（現任） 2014年 4 月 宏栄コンサルタント(株) 取締役（現任） 2014年 4 月 当社常務執行役員（現任） 2016年 3 月 当社取締役（現任） 2017年 3 月 応用計測サービス(株) 取締役 2017年 3 月 エヌエス環境(株) 取締役（現任）	3,061株
	【第62期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【選任理由】 重信 純氏は、当社の事業部門及び生産管理部門等において、豊富な経験を有しており、働き方改革を伴う生産性向上に取り組むなど、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者いたしました。		
4	さとう けんじ 佐 藤 謙 司 (1958年8月17日) 【再任候補者】	1983年 4 月 当社入社 2007年 4 月 当社執行役員 2007年 4 月 札幌支社長 2010年 4 月 エンジニアリング本部副本部長 2014年 4 月 東京支社長 2015年 4 月 当社常務執行役員（現任） 2015年 4 月 サービス開発本部長（現任） 2015年 4 月 応用ジオテクニカルサービス(株) 取締役（現任） 2016年 3 月 当社取締役（現任） 2016年 11 月 三洋テクノマリン(株) 社外取締役（現任） 2017年 6 月 (株)イー・アール・エス 取締役（現任）	2,053株
	【第62期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【選任理由】 佐藤謙司氏は、当社の事業部門及び営業部門等において、豊富な経験を有しており、当社の営業スタイルの改革に取り組むなど、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
5	あ ま の ひろふみ 天 野 洋 文 (1966年1月4日) 【再任候補者】	1990年 4 月 玉野総合コンサルタント(株) 入社 2003年 9 月 (株)ケー・シー・エス入社 2005年 8 月 同社取締役 2005年10月 同社代表取締役 2017年 3 月 当社取締役 (現任) 2017年 4 月 当社常務執行役員 (現任) 2017年 4 月 情報技術企画室長(現 情報企画本部長) (現任) 2018年 3 月 応用リソースマネジメント(株) 取締役 (現任)	989株
	【第62期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回 (100%) 【選任理由】 天野洋文氏は、当社グループ会社の経営者としての豊富な経験を有しており、第4次産業革命等の外部環境の変化に対応した当社の情報分野の強化に取り組むなど、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。		
6	な か む ら かおる 中 村 薫 (1948年6月2日) 【再任候補者】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	1972年 4 月 通商産業省入省 (公益事業局公益事業課) 1986年 5 月 日本貿易振興会ブラッセル事務所長 1989年 6 月 中小企業庁計画部振興課長 1990年 6 月 通商産業省機械情報産業局情報処理振興課長 1993年 7 月 同省環境立地公害局立地政策課長 1997年 6 月 同省工業技術院総務部長 1999年 7 月 内閣官房内閣内政審議室内閣審議官 2000年 6 月 防衛省装備局長 2002年 7 月 経済産業省産業技術環境局長 2005年10月 日本IBM(株) 特別顧問 常勤監査役 2010年 7 月 日本電子計算機(株) (現株JECC) 代表取締役社長 2015年 3 月 当社社外取締役 (現任) 2016年 6 月 一般財団法人新エネルギー財団 会長(代表理事)(現任) 2017年 6 月 ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株) 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 一般財団法人新エネルギー財団 会長 (代表理事) ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株) 社外監査役	1,580株
	【第62期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回 (100%) 【選任理由】 中村 薫氏は、経済産業省を中心に要職を歴任され、他社の監査役、代表取締役、財団の会長としての実績を有するとともに、当社の資源・エネルギー分野等の知見も有しております。同氏のこれまでの行政並びに経営に関する経験を踏まえた外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。なお、中村 薫氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	おたみちひこ 太田道彦 (1952年12月8日) 【再任候補者】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	1975年 4 月 丸紅(株)入社 2008年 4 月 同社常務執行役員ライフスタイル部門長 2009年 6 月 同社代表取締役常務執行役員 2010年 4 月 同社代表取締役専務執行役員 2012年 4 月 同社代表取締役副社長執行役員 2013年 4 月 同社副社長執行役員アセアン支配人、東アジア総代表、南西アジア支配人、丸紅アセアン会社社長 2014年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員 2015年 4 月 同社副会長 2016年 6 月 ゼビオホールディングス(株) 社外取締役 (現任) 2017年 6 月 セゾン自動車火災保険(株) 社外監査役 (現任) 2018年 3 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ゼビオホールディングス(株) 社外取締役 セゾン自動車火災保険(株) 社外監査役	一株
	【第62期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 10回／10回 (100%) 【選任理由】 太田道彦氏は、丸紅(株)において要職を歴任され、他社の社外取締役、社外監査役としての実績を有しております。商社での国内外の事業に関する知見並びに経営に関する経験を踏まえた同氏の外部の視点 が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただ けると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。なお、太田道彦氏の当社社外取締役の在 任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。		
8	おさきしやうじ 尾崎聖治 (1955年8月17日) 【新任候補者】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	1979年 4 月 サッポロビール(株)入社 2005年 3 月 同社ワイン洋酒事業部長 兼 サッポロワイン(株) 取締役 2006年 3 月 兼 (株)恵比寿ワインマート 代表取締役社長 2007年 10 月 同社中四国本部長 2010年 3 月 同社執行役員 東海北陸本部長 2012年 3 月 サッポロ飲料(株) 常勤監査役 兼サッポロビール(株) 監査役 兼サッポログループマネジメント(株) 監査役 兼サッポロインターナショナル(株) 監査役 2013年 3 月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株) 常勤監査役 2015年 3 月 サッポロホールディングス(株) 常勤監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 重要な兼職先はありません。 ※尾崎聖治氏は、サッポロホールディングス(株)の常勤監査役を同社の2019 年3月開催の定時株主総会をもって退任する予定です。	一株
	【選任理由】 尾崎聖治氏は、サッポロビール(株)において要職を歴任され、サッポロホールディングス(株)のグルー プ各社の取締役、監査役の実績を有しております。同氏のこれまでの実績に基づく外部の視点 が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただ けると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を参考にしています。
2. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者が所有する当社の株式数は、2019年1月31日時点の株式数です。
4. 社外取締役候補者である中村 薫氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1)中村 薫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
- (2)当社は、中村 薫氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (3)当社は、中村 薫氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
- (4)中村 薫氏の重要な兼職先である一般財団法人新エネルギー財団、ユー・エム・シー・エレクトロニクス㈱と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 社外取締役候補者である太田道彦氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1)太田道彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
- (2)当社は、太田道彦氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (3)当社は、太田道彦氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
- (4)太田道彦氏の重要な兼職先であるゼビオホールディングス㈱、セゾン自動車火災保険㈱と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、当社は丸紅㈱及びそのグループ会社と過去5年間に軽微な取引がありますが、その額は最大で2千万円未満（当社連結売上高の0.05%未満）です。
6. 社外取締役候補者である尾崎聖治氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1)尾崎聖治氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
- (2)当社は、本議案が承認された場合、尾崎聖治氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (3)当社は、尾崎聖治氏の社外取締役の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録する予定です。
- (4)当社とサッポロホールディングス㈱及びそのグループ会社と過去5年間に軽微な取引がありますが、その額は最大で年間2千万円未満（当社連結売上高の0.05%未満）です。

第3号議案 監査役2名選任の件

現任監査役4名（うち社外監査役2名）のうち、常勤監査役の長尾 登氏、社外監査役の内藤潤氏と酒井忠司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、長尾 登氏は任期満了に伴い本総会をもって退任いたします。つきましては、社外監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名		当社における地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数
1	再任	ないとう じゅん 内藤 潤	社外 独立	監査役	100% (13回/13回)	100% (14回/14回)
2	再任	さかい ただし 酒井 忠司	社外 独立	監査役	100% (10回/10回)	100% (10回/10回)

(注) 1. 酒井忠司氏の出席回数は、2018年3月27日の監査役就任後に開催された取締役会、監査役会のみを対象としております。

2. 2018年3月27日の第61回定時株主総会で選任された常勤監査役の香川眞一氏は、任期中であります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ないとう じゅん 内藤 潤 (1956年1月30日) 【再任候補者】 【社外監査役候補者】 【独立役員候補者】	1982年 4 月 第一東京弁護士会弁護士登録 1982年 4 月 長島・大野法律事務所入所 1991年 1 月 同事務所パートナー 2000年 1 月 長島・大野・常松法律事務所パートナー 2007年 6 月 イノテック(株) 社外監査役（現任） 2013年 1 月 長島・大野・常松法律事務所 顧問（現任） 2015年 3 月 当社社外監査役（現任） 2016年 6 月 (株)ヤマタネ 社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) イノテック(株) 社外監査役 (株)ヤマタネ 社外監査役 長島・大野・常松法律事務所 顧問	一株
【第62期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 13回／13回（100%） 【第62期の任期中に開催された監査役会の出席状況】 14回／14回（100%） 【選任理由】 内藤 潤氏は、弁護士として法務の専門知識と豊富な経験を有するとともに、他社の監査役としての経験を有しております。同氏の法務に関する経験並びに企業における監査業務で得た知見により、的確な監査が期待でき、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を当社の社外監査役候補者といたしました。なお、内藤 潤氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	さ か い た だ し 酒 井 忠 司 (1956年8月21日) 【再任候補者】 【社外監査役候補者】 【独立役員候補者】	1979年 4 月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 2006年 3 月 みずほ証券(株) 執行役員 スイスみずほ銀行社長 2008年 4 月 同社理事 (2008年5月退任) 2008年 5 月 (株)みずほプライベートウェルスマネジメント 常務取締役 2013年 4 月 同社非常勤取締役 2013年 5 月 同社理事 (2013年6月退任) 2013年 6 月 T A N A K A ホールディングス(株) 常勤監査役 (現任) 2015年 6 月 (株)デイ・シイ 社外監査役 (現任) 2018年 3 月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) T A N A K A ホールディングス(株) 常勤監査役 (株)デイ・シイ 社外監査役	一株
	【第62期の任期中に開催された取締役会の出席状況】 10回／10回 (100%) 【第62期の任期中に開催された監査役会の出席状況】 10回／10回 (100%) 【選任理由】 酒井忠司氏は、銀行、証券会社等において、企画・管理部門等の業務及び会社経営の経験と、他社の社外監査役の実績を有しております。同氏の金融機関での豊富な経験並びに企業における監査業務で得た知見により、的確な監査が期待でき、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を当社の社外監査役候補者といたしました。なお、酒井忠司氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。		

- (注) 1. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を参考にしています。
2. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者が所有する当社の株式数は、2019年1月31日時点の株式数です。
4. 社外監査役候補者である内藤 潤氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1)内藤 潤氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
 - (2)当社は、内藤 潤氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は、同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - (3)当社は、内藤 潤氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
 - (4)内藤 潤氏の重要な兼職先であるイノテック(株)、(株)ヤマタネ及び長島・大野・常松法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5. 社外監査役候補者である酒井忠司氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 酒井忠司氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
 - (2) 当社は、酒井忠司氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は、同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - (3) 当社は、酒井忠司氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
 - (4) 当社と(株)みずほプライベートウェルスマネジメントとの間には、特別の利害関係はありません。
 - (5) 酒井忠司氏が常勤監査役であるTANAKAホールディングス(株)と、同氏の重要な兼職先である(株)デイ・シイと当社との間には、特別の利害関係はありません。

【ご参考】当社の社外役員の独立性基準

当社は、コーポレートガバナンス基本方針 (<https://www.oyo.co.jp/>) を策定し、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する考え方を、以下のように定めております。

当社は、社外役員が以下の要件を満たす場合に、当該社外役員が当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社または当社の連結子会社と持分法適用関連会社（以下、当社グループ）の出身者または業務執行者（注1）でないこと。また、本人の近親者等（注2）が、過去5年間に於いて当社グループの業務執行者でないこと。
2. 本人が、現在または過去10年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - （1）当社の大株主（注3）である者、またはその近親者等。大株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者。
 - （2）当社の主要な取引先（注4）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者。
 - （3）当社の主要な借入先（注5）の業務執行者。
 - （4）当社の主幹事証券会社の業務執行者。
 - （5）当社の法定監査を行う監査法人に所属する者。
 - （6）当社と顧問契約を締結している弁護士事務所、またはコンサルティング会社に所属する者。
 - （7）当社から役員報酬以外に多額（注6）の金銭等を得ている者。
 - （8）当社の役員相互就任先の業務執行者。
 - （9）当社から多額の寄付または助成を受けている団体（注7）の業務執行者。
3. 本人の近親者等が、現在、上記の（1）から（9）に該当しないこと。
4. 役員の選任時に、当社の通算社外役員在任期間が10年間を超えていないこと。

注1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。

2 近親者等とは、配偶者、二親等内の親族をいう。

3 大株主とは、事業年度末において、議決権比率が10%を超える株主をいう。

4 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が、過去3事業年度平均の当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超える取引先をいう。

5 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

6 多額とは、收受している対価が、過去3年間平均で年間1千万円を超える金額をいう。

7 多額の寄付または助成を受けている団体とは、過去3年間平均で、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

常勤監査役である長尾 登氏が本総会をもって退任することになり、また、2018年3月27日開催の第61回定時株主総会において補欠監査役に選任された伊藤 尚氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まつした たつろう 松下 達郎 (1963年6月19日) 【常勤監査役の補欠】	1986年4月 日本生命保険相互会社入社 1999年3月 同社国際融資管理グループ担当課長 2002年3月 同社財務第三部担当部長 2005年6月 同社財務検査室担当課長 2011年3月 同社不動産部調査役 2013年3月 同社不動産業務管理グループ課長 2015年4月 当社入社 事務本部法務部長 2018年4月 当社執行役員（現任） 2018年4月 コンプライアンス室長（現任）	244株
	【選任理由】 松下達郎氏は、生命保険会社において、財務・不動産分野の職歴を有し、当社においても法務・コンプライアンス分野の経験を有していることから、財務と企業法務に関する専門知識と知見により、的確な監査が期待できるものと判断し、同氏を常勤監査役の補欠監査役候補者いたしました。		
2	いとう ひさし 伊藤 尚 (1958年5月26日) 【社外監査役の補欠】	1985年4月 弁護士登録 銀座法律事務所 (現 阿部・井窪・片山法律事務所)入所 1989年12月 クミネ工業(株) 社外監査役 1998年1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現任） 2003年4月 最高裁判所司法研修所教官 2011年3月 (株)ジェイ エイ シー リクルートメント 社外監査役（現任） 2016年6月 クミネ工業(株) 取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー クミネ工業(株) 取締役（監査等委員） (株)ジェイ エイ シー リクルートメント 社外監査役	一株
	【選任理由】 伊藤 尚氏は、長年にわたる弁護士としての経験と他社の取締役（監査等委員）、社外監査役の実績を有することから専門知識と企業法務に関する豊富な知見により、的確な監査が期待でき、より経営監視機能の充実が図れるものと判断し、同氏を社外監査役の補欠監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を参考にしています。
2. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者が所有する当社の株式数は、2019年1月31日時点の株式数です。
4. 補欠監査役候補者である松下達郎氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 松下達郎氏は、常勤監査役の補欠監査役として選任するものです。
- (2) 当社は、松下達郎氏が当社を退社し常勤監査役に就任された場合、同氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 補欠監査役候補者である伊藤 尚氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 伊藤 尚氏は、1989年からクニミネ工業(株)の社外監査役に就任しており、2016年に同社が監査等委員会設置会社に移行したことに伴い取締役（監査等委員）に就任しています。
- (2) 当社とクニミネ工業(株)、(株)ジェイ エイ シー リクルートメント、阿部・井窪・片山法律事務所との間には特別の利害関係はありません。
- (3) 伊藤 尚氏は、社外監査役の補欠監査役として選任するものです。なお、同氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録する予定です。
- (4) 当社は、伊藤 尚氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2018年 1 月 1 日から
2018年 12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、輸出の増加や好調な内需に牽引され、引き続き堅調に推移しましたが、中国経済の減速や米中の経済摩擦などから、先行きには不透明感が増しております。世界経済も堅調な成長が続く一方、米中間の貿易摩擦の激化から世界経済全体へ深刻な影響が及ぶことが懸念されています。

国内では、平成30年7月豪雨の復旧需要や国土強靱化政策に伴う防災・減災市場の拡大、インフラの効率的な維持管理への社会的要請、洋上風力発電など再生可能エネルギー市場の拡大など、当社グループの市場機会は一層の広がりを見せております。

世界的には、中国や新興国での旺盛なインフラ建設・更新需要が当社グループの市場機会を伸ばしています。その一方で、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす資源探査市場では、中国経済の減速や米国の金融政策、米中の経済摩擦への懸念から、資源事業者による開発投資は依然として抑制的であり、大きな回復には至っておりません。

このような状況の下、当社グループでは当期からスタートした中期経営計画Jump18に則り、地盤の三次元可視化技術や情報通信技術（ICT）、ビッグデータ解析、センシング・モニタリング技術をコアとして多様化する社会課題に対応したソリューションの開発、人工知能（AI）やクラウドを活用した次期ビジネス基盤としてのICTプラットフォームの構築、世界的なBIM（Building Information Modelling）市場の拡大を見越した研究開発やM&A、さらには、急速に市場が活性化している洋上風力発電など再生可能エネルギー分野に向けた新技術の開発や設備投資に取り組みました。

また、西日本を中心に大規模な被害をもたらした平成30年7月豪雨においては、グループの保有する防災・減災及び災害廃棄物処理に関わる様々な技術を投入し、被災自治体の早期復旧に向けた対応を強力に支援いたしました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、受注高は462億6千2百万円（前期比101.0%）、売上高は452億3千2百万円（同98.4%）となり、営業利益は、原価率の改善及び海外の資源探査事業の損失縮小等により、14億8千1百万円（同173.2%）と増益になりました。経常利益は19億1千3百万円（同156.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億4百万円（前期比107.6%）となりました。

事業セグメント別の概況は以下に記載のとおりです。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

企業集団の事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業の種類	2017年度 (第61期)		2018年度 (第62期) (当期)		増減額	前期比(%)
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)		
インフラ・メンテナンス事業	19,634	42.7	19,216	42.5	△418	97.9
防災・減災事業	7,993	17.4	9,217	20.4	1,223	115.3
環境事業	9,605	20.9	8,512	18.8	△1,092	88.6
資源・エネルギー事業	8,723	19.0	8,287	18.3	△436	95.0
合 計	45,957	100.0	45,232	100.0	△724	98.4

a. インフラ・メンテナンス事業

受注高は、国内及び海外での建設・維持管理市場が好調であった一方、東日本大震災復興事業の収束などから、受注高は195億5千5百万円（前期比95.7%）、売上高は192億1千6百万円（同97.9%）となりましたが、海外事業を中心に利益率が向上し、営業利益は11億4百万円（同123.2%）となりました。

b. 防災・減災事業

平成30年7月豪雨での復旧支援業務を中心に国土強靱化分野が好調に推移したことなどから、受注高は98億4千7百万円（前期比115.7%）、売上高は92億1千7百万円（同115.3%）、営業利益は3億9千1百万円（同309.9%）と増収増益となりました。

c. 環境事業

災害廃棄物関連サービスや福島復興関連業務、アスベスト関連業務等が堅調に推移した結果、受注高は88億7千万円（前期比110.0%）となりました。一方、売上高は、前年の大型業務の反動から、85億1千2百万円（同88.6%）と減収になり、営業利益も5億2千8百万円（同79.6%）と減益になりました。

d. 資源・エネルギー事業

東日本大震災後の電力施設関連事業が概ね一巡したことから、受注高は79億8千8百万円（前期比90.9%）、売上高は82億8千7百万円（同95.0%）となりました。営業損益は、海外の資源探査市場の回復の遅れから5億4千3百万円の損失となりましたが、前年より損失幅は縮小しました（前年は7億9千9百万円の営業損失）。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は8億3千7百万円であります。その主な内容は、調査・分析機器などの取得費及びソフトウェア構築費であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 当連結会計年度及び直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2015年度 (第59期)	2016年度 (第60期)	2017年度 (第61期)	2018年度 (第62期) (当期)
売 上 高	49,230	51,323	45,957	45,232
経 常 利 益	2,534	2,012	1,220	1,913
親会社株主に帰属する当期純利益	2,361	1,381	747	804
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	87円20銭	51円02銭	27円62銭	30円73銭
純 資 産	68,910	68,865	68,830	66,013
総 資 産	83,617	85,509	84,731	80,704
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,529円27銭	2,530円79銭	2,531円39銭	2,522円95銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
親会社はありません。

- ② 重要な子会社の状況（2018年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率	主 な 事 業 内 容
エヌエス環境株式会社	百万円 396	100.0%	環境調査・環境分析・計測・環境アセスメント、アスベスト対策工事
株式会社ケー・シー・エス	百万円 220	90.0%	地域公共交通、道路都市、観光計画、防災減災計画、情報サービス
応用リソースマネジメント株式会社	百万円 175	100.0%	事務機器等の販売・リース、不動産の管理
OYO CORPORATION U.S.A.	千米ドル 57,480	100.0%	北米事業の統括
KINEMATRICS, INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地震計・強震計・地震観測システムの開発、製造、販売
GEOMETRICS, INC.	千米ドル 817	(注) 100.0%	地震探査・磁気探査及び電磁波探査装置の開発、製造、販売
GEOPHYSICAL SURVEY SYSTEMS, INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地下レーダー装置の開発、製造、販売
NCS SUBSEA, INC.	千米ドル 26	(注) 88.1%	海底三次元探査、海域でのナビゲーション及びポジショニングサービス

(注) 特定子会社OYO CORPORATION U.S.A.を通して間接所有しております。

③ 重要な関連会社の状況（2018年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率	主 な 事 業 内 容
株式会社イー・アール・エス	百万円 200	50.0%	自然災害リスク評価、建物評価、土壌環境 評価、エネルギー関連事業
天津澳優星通伝感技術有限公司	百万円 20	48.0%	地質災害用モニタリング機器の製造、販売

④ 特定完全子会社の状況（2018年12月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 「応用地質グループ長期経営ビジョンOYO2020」の取組み状況と対処すべき課題

当社は、激変する社会情勢の中で、世界の潮流とグローバル化する日本の変化を概観し、当社グループが2020年に向けて目指すべきビジョンとビジョン達成のための基本方針を明らかにした「応用地質グループ長期経営ビジョンOYO2020」を策定しています。OYO2020は活動期間を「計画：助走」「試行：Hop」「展開：Step」「飛躍：Jump」の4期に区分しており、当連結会計年度は4期目「OYO Jump18（2018年～2020年）」の初年度になります。

OYO2020は、公共事業に寄り添った過去の成功体験（高度経済成長時代に構築した従来型事業）から脱却し、事業スタイルを転換することにより事業を拡大することを目指しています。OYO Jump18では、過年度までに取り組んできた挑戦を成果に変え、グループの持続的な成長を目指し、事業の拡大と更なる経営基盤の強化に取り組めます。特に単体では、OYO Jump18の達成に向けて、事業スタイルの転換を加速し、4つの領域で事業の拡大を加速するために、支社制を廃止し事業部制に完全移行します。（2019年1月1日付けで事業部制の移行に向けた組織改革と人事異動を行いました。）

② 「中期経営計画OYO Jump18（2018年～2020年）」の基本方針と取組み

OYO Jump18では、過年度までに取り組んできた挑戦を成果に変え、グループの持続的な成長を目指し、事業の拡大と経営基盤の更なる強化に取り組めます。

i) 4つの領域で事業を拡大し、“OYOブランド”を確立

- ・インフラ・メンテナンス事業
- ・防災・減災事業
- ・環境事業
- ・資源・エネルギー事業

- ii) 新たな市場を創出し、事業を拡大していくための開発投資の強化
 - ・研究開発センターの強化、完成
 - ・地盤三次元化技術の確立で新たな価値を創造し、市場を開拓
 - ・情報通信技術（ICT）の更なる活用による新サービス・商品の開発
 - ・グループ内外の企業との連携、国内外の大学との連携・共同開発（研究員留学、寄附講座）を継続・強化
- iii) グローバル戦略
 - ・全事業セグメントでの市場のグローバル化
 - ・M&Aによるグローバル事業展開戦略
 - ・情報通信技術（ICT）を活用したソリューション/システムの海外市場への展開
- iv) コーポレート・ガバナンスの強化
 - ・変化する社会状況に対応するリスク対策の強化、グループガバナンスの徹底
 - ・働きやすい職場環境の更なる整備（社員のクオリティー・オブ・ライフ向上、ワーク・ライフ・バランスからワーク・ライフ・シナジーへ）
 - ・国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）*に関連する事業の拡大、コンソーシアムを活用した新技術の普及活動推進など、企業の社会的責任（CSR）の取り組み強化

※Sustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットで構成。

(5) 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

事業区分	主な事業内容
インフラ・メンテナンス事業	主に社会インフラの整備・維持管理を支援するソリューションサービス/システムの提供
防災・減災事業	主に自然災害（地震・津波災害、火山災害、豪雨災害、土砂災害等）に対する社会の強靱化を支援するソリューションサービス/システムの提供
環境事業	社会環境の保全及び地球環境への負荷軽減対策などを支援するソリューションサービス/システムの提供
資源・エネルギー事業	資源・エネルギーの開発・保全・有効活用を支援するソリューションサービス/システムの提供

(6) 主要な営業所（2018年12月31日現在）

- ① 当社
- | | |
|-----------|----------------------------|
| 本社 | 東京都千代田区 |
| 社会システム事業部 | 東京都千代田区 |
| メンテナンス事業部 | さいたま市 |
| 砂防・防災事業部 | さいたま市 |
| 流域・水資源事業部 | さいたま市 |
| エネルギー事業部 | さいたま市 |
| 計測システム事業部 | つくば市 |
| 地球環境事業部 | つくば市 |
| 試験センター | さいたま市、大阪市 |
| 支社 | 仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、松山市、福岡市 |
| 支店 | 札幌市ほか24カ所 |
| 営業所 | 千葉市ほか9カ所 |

(注) 2019年1月1日付をもって、次のとおり組織改革を実施いたしました。

1. 社会システム事業部から「地震防災事業部」を分離・新設。
2. 地震防災事業部門の分離に伴い「社会システム事業部」を「情報システム事業部」に改称。
3. 事業展開戦略の推進のため「支社」を廃止し、営業拠点の「事務所」を新設。
4. 「支店」を廃止し、「営業所」に統一。
5. 3.及び4.により、事務所は2カ所の新設を含めて8カ所、営業所は33カ所になりました。

- ② 子会社
- | | |
|----|--|
| 国内 | エヌエス環境株式会社（本社 東京都港区）ほか |
| 海外 | OYO CORPORATION U.S.A.（米国カリフォルニア州）、
KINEMATRICS, INC.（米国カリフォルニア州）ほか |

(7) 使用人の状況（2018年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
インフラ・メンテナンス事業	750名	16名増
防災・減災事業	323名	7名増
環境事業	611名	6名減
資源・エネルギー事業	288名	2名減
全社（共通）	86名	1名増
合計	2,058名	16名増

（注）使用人数は就業人員です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,102名	17名増	44.4歳	16.0年

（注）使用人数は就業人員です。

(8) 主要な借入先の状況（2018年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2018年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 27,582,573株
- ③ 株主数 7,146名

④ 大株主

株 主 名(注1)	持 株 数	持 株 比 率(注2)
公 益 財 団 法 人 深 田 地 質 研 究 所	3,448,500株	13.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,527,400株	5.8%
応 用 地 質 従 業 員 持 株 会	875,213株	3.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	842,300株	3.2%
深 田 馨 子	825,788株	3.1%
須 賀 る り 子	806,477株	3.0%
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.	520,875株	2.0%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	474,936株	1.8%
陶 山 た ま	438,567株	1.7%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	430,000株	1.6%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,118,901株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
自己株式には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する350,672株は含まれていません。
2. 持株比率は自己株式（1,118,901株）を控除して計算しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有の状況

a. 取得した株式

普通株式 1,000,259株

取得価額の総額 1,410,360,715円

- (注) 2018年2月14日開催の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2018年2月15日付で自己株式1,000,000株の取得を実施しております。

b. 処分した株式

普通株式 187,000株

処分価額の総額 293,029,000円

(注) 1. 当社は、2018年3月27日開催の定時株主総会決議に基づき、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）を継続いたしました。本制度の継続に伴い、2018年6月に当社が保有する自己株式のうち187,000株を資産管理サービス銀行株式会社へ一括処分いたしました。

2. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）から払い出された株式は32,280株です。

c. 消却手続きをした株式

普通株式 1,300,000株

(注) 2018年2月14日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、2018年2月28日付で自己株式1,300,000株の消却を実施しております。

d. 当連結会計年度末において保有する株式

普通株式 1,118,901株

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する350,672株は含まれていません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2018年12月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2018年12月31日現在）

地 位	氏 名	当 社 に お け る 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	成 田 賢 なり た まさる	
取 締 役	平 嶋 優 一 ひらしま ゆういち	専務執行役員 事務本部長
取 締 役	重 信 純 しげのぶ じゅん	常務執行役員 生産管理本部長
取 締 役	佐 藤 謙 司 さとう けんじ	常務執行役員 サービス開発本部長
取 締 役	天 野 洋 文 あまの ひろふみ	常務執行役員 情報技術企画室長
取 締 役	八 木 和 則 やぎ かずのり	(株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役 TDK(株) 社外取締役 双日(株) 社外監査役
取 締 役	中 村 薫 なかむら かおる	一般財団法人新エネルギー財団 会長 (代表理事) ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株) 社外監査役
取 締 役	太 田 道 彦 おおた みちひこ	ゼビオホールディングス(株) 社外取締役 セゾン自動車火災保険(株) 社外監査役
常 勤 監 査 役	長 尾 登 ながお のぼる	
常 勤 監 査 役	香 川 眞 一 かがわ しんいち	
監 査 役	内 藤 潤 ないとう じゅん	長島・大野・常松法律事務所 弁 護 士 イノテック(株) 社外監査役 (株)ヤマタネ 社外監査役
監 査 役	酒 井 忠 司 さかい ただし	TANAKAホールディングス(株) 常勤監査役 (株)デイ・シイ 社外監査役

- (注) 1. 西田和範氏は、2018年3月27日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 齋藤俊二氏は、2018年3月27日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
3. 2018年3月27日開催の第61回定時株主総会において、太田道彦氏が取締役に、香川眞一氏及び酒井忠司氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 取締役八木和則氏、中村 薫氏及び太田道彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
5. 監査役内藤 潤氏及び酒井忠司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
6. 当社は、八木和則氏、中村 薫氏、太田道彦氏、内藤 潤氏及び酒井忠司氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に登録しています。
7. 常勤監査役長尾 登氏は、米国子会社の経理責任者を統括指導する業務と国内子会社の経理・管理部門を指導する業務を長く経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 常勤監査役香川眞一氏は、当社及び国内子会社の経理・管理部門の業務を長く経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 当連結会計年度中の取締役及び監査役の辞任・解任の状況

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
齋 藤 俊 二	2018年3月27日	辞任	監査役

③ 責任限定契約の内容の概要（2018年12月31日現在）

当社は、2016年3月25日開催の第59回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第1項に定める取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び監査役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

④ 当連結会計年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8 名 (3)	164百万円 (27)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 名 (3)	44百万円 (11)
合 計 (うち社外役員)	14 名 (6)	209百万円 (38)

- (注) 1. 取締役の報酬総額は、2007年3月28日開催の第50回定時株主総会決議において年額240百万円以内（使用人分給与を含む。）と決議いただいています。
2. 取締役には、使用人兼務給与支給対象者はおりません。
3. 監査役の報酬総額は、2014年3月26日開催の第57回定時株主総会決議において年額45百万円以内と決議いただいています。
4. 上記の監査役の員数及び報酬等の額には、2018年3月27日開催の第61回定時株主総会の終結の時をもって退任した2名（うち社外監査役1名）を含んでいます。

⑤ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の業務執行者としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係
- ・取締役中村 薫氏は、一般財団法人新エネルギー財団の会長（代表理事）であります。当社は、一般財団法人新エネルギー財団とは特別の利害関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役八木和則氏は、TDK(株)の社外取締役、(株)横河ブリッジホールディングス、双日(株)の社外監査役であります。当社は、(株)横河ブリッジホールディングス、TDK(株)、双日(株)とは特別の利害関係はありません。
- ・取締役中村 薫氏は、ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)の社外監査役であります。当社は、ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)とは特別の利害関係はありません。
- ・取締役太田道彦氏は、ゼビオホールディングス(株)の社外取締役、セゾン自動車火災保険(株)の社外監査役であります。当社は、ゼビオホールディングス(株)とセゾン自動車火災保険(株)とは特別の利害関係はありません。
- ・監査役内藤 潤氏は、イノテック(株)、(株)ヤマタネの社外監査役であります。当社は、イノテック(株)、(株)ヤマタネとは特別の利害関係はありません。
- ・監査役酒井忠司氏は、TANAKAホールディングス(株)の常勤監査役、(株)デイ・シイの社外監査役であります。当社は、TANAKAホールディングス(株)と(株)デイ・シイとは特別の利害関係はありません。

c. 主な活動状況

- ・当事業年度に開催された当社の取締役会は13回であります。
- ・取締役八木和則氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、これまでの会社経営と他社の社外役員の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。
- ・取締役中村 薫氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、これまでの行政と会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。
- ・取締役太田道彦氏は、任期中に開催された取締役会10回のうち10回に出席しており、これまでの幅広い分野の会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。
- ・八木和則氏、中村 薫氏及び太田道彦氏は、経営トップ、監査役及び会計監査人との定期的な意見交換を実施しています。
- ・監査役内藤 潤氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、他社の社外役員の経験と弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。

- ・ 監査役酒井忠司氏は、任期中に開催された取締役会10回のうち10回に出席しており、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、他社の社外役員の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。
 - ・ 当事業年度に開催された監査役会14回について、監査役内藤 潤氏は14回出席しており、監査役酒井忠司氏は任期中に開催された監査役会10回のうち10回に出席しております。両氏は監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。また、経営トップ、会計監査人との定期的な意見交換、社外取締役との定期的な意見交換を実施するとともに、適宜、取締役、執行役員等から報告を受け、意見を述べています。
- d. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係について
該当事項はありません。
- e. 親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。
- f. 社外役員の意見
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過年度の計画・実績の状況と監査報酬の推移等に基づき、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、OYO CORPORATION U.S.A.は、HOTTA LIESENBERG SAITO LLPの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、情報システム再構築支援に関する業務を委託しております。また、一部の子会社において、財務諸表作成のための指導・助言等に関する業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、当社及び関係会社から成る企業集団（以下、当社を含め、「応用地質グループ」という）の業務の適正を確保するために必要な体制を整備するため、取締役会決議で内部統制基本方針を制定しております。2015年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、2015年5月8日の取締役会において内部統制基本方針を改正しており、その内容は以下のとおりです。

- ① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
 - a. 経営理念・経営ビジョンに基づく応用地質企業行動指針に則り、法令遵守はもとより社会規範に従って、健全な企業活動を推進する。
 - b. 上記行動指針の徹底を図るため、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル等に従い、応用地質グループ各社の取締役及び使用人に対して時宜に応じたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス経営の定着を図る。
 - c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人に対して内部通報・相談窓口の設置・運営を周知するとともに、通報・相談者が当該通報・相談をしたことを理由に不利益な扱いを受けないように徹底する。
 - d. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察等関連機関とも連携し、毅然とした姿勢で対応する。
 - e. 当社内部監査チームは、当社及び関係会社の内部監査を定期的実施する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
 - a. 取締役の職務の執行に係る文書及び情報（取締役会議事録、執行役員会議事録、委員会会議事録、稟議書、契約文書等；以下「職務実行情報」という）は、文書管理規程等に従って適切に管理・保存する。
 - b. 必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。
 - c. 取締役及び監査役は必要に応じて職務実行情報を参照できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
 - a. リスク管理を体系的に規定したリスク管理規程に従い、リスクの回避・低減を図る。
 - b. リスク管理に関する統括責任者を代表取締役社長とし、主管部署を置く。
 - c. 事業所責任者は、年初にリスク予防計画を作成して実行する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）
 - a. 取締役会は取締役会規程に従い、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。

- b. 業務執行権限の委譲と執行責任を明確にした執行役員制度により、取締役の経営機能に専念できる体制を確保する。
 - c. 職位、職務、権限等を定めた職務権限規程、稟議規程に従い、適正で効率的な業務執行体制を敷いて経営の迅速化を図る。
- ⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）
- a. 当社は、関係会社に、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程に従い、定期的な報告を提出させるとともに、国内・海外関係会社上申・報告基準に定める上申・報告を義務付ける。
 - b. 当社は、関係会社と経営会議を定期的実施し、グループ経営全般に関する情報交換を行う。
 - c. 当社は、関係会社に、リスク管理に関する規程等の体制を整備させ、各社におけるリスクの回避・低減を図らせる。
 - d. 当社は、関係会社に、その規模や業態等に応じて、各社取締役の職務執行が効率的に行われるよう、上記④に準じた規程等の体制を整備させる。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- a. 取締役会は、監査役から補助使用人設置の要請があったときには速やかに対応する。
 - b. 補助使用人の任命、異動に係る事項については、事前に監査役会の同意を要する。
 - c. 監査役の指示に基づく補助使用人の業務については、取締役の指揮命令は及ばない。
 - d. 任命された補助使用人が、監査役の指示に基づく業務の重要性和独立性を十分に理解したうえでその職務を遂行するよう、周知・徹底する。
- ⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
- a. 応用地質グループ各社の取締役・監査役は、当社監査役の求めに応じて、経営状況に関する報告を適時行うとともに、職務執行に関し重要なコンプライアンス違反または著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
 - b. 応用地質グループ各社の取締役またはコンプライアンス担当部門の責任者は、内部通報制度の運用状況及び通報・相談事項について、定期的に当社監査役に報告を行う。重要な通報・相談事項については直ちに当社監査役に報告する。
 - c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人は、何時にても当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する説明を行う。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項
 - a. 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し意見を述べることができる。
 - b. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
 - c. 監査役会は、会計監査人及び社外取締役と定期的に意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）
 - a. 応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために必要な体制を整備する。
 - b. 上記システムの有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

また、上記体制に関する当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）について
応用地質グループでは、応用地質企業行動指針及びコンプライアンスマニュアルを当社グループ役職員に配布のうえ、継続的にコンプライアンス教育を行い、企業行動指針遵守の徹底を図っております。また、当社内部監査チームが定期的に当社及び関係会社の内部監査を実施する一方、社内の通報窓口に加えて、外部弁護士による社外通報窓口を設置するなど、通報体制の整備・強化にも努めております。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）について
当社は、取締役会議事録、執行役員会議事録、各種委員会議事録、稟議書等、取締役の職務執行に係る文書（電子的情報を含む）については、文書管理規程等に従って適切に管理・保存しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）について
当社は、リスク管理規程に基づき、毎年度、当社グループの業務に関するリスクを識別・評価したうえで「OYOを取り巻く経営リスク一覧」を作成しております。また、これを元に、事業所毎に「リスク予防年間計画」を策定のうえリスク予防活動を実施し、年度末にその実効性評価を行っております。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）について

当社は、取締役会規程において取締役会で決議すべき事項を定めておりますが、当事業年度中に取締役会を13回開催し、経営の重要事項についての審議並びに取締役の職務執行状況等についての監督を適正かつ効率的に行っております。

- ⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）について

当社は、国内・海外関係会社管理規程に従い、関係会社から上申・報告を提出させ、上申については必要な社内承認手続きを行っております。

また、関係会社から月次業務報告等の定例報告を受け、業務運営状況を確認するとともに、関係会社の経営幹部と定期的に経営会議を実施し、グループ経営全般に関する指示伝達・情報交換等を行っております。リスク管理についても、関係会社にリスク管理に関する規程等の体制を整備させ、その規模や業態に応じた適切なリスク管理の実施を指導しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項について

当社は、監査役の補助使用人を人事発令により任命し、監査役会の事務局業務を担当させておりますが、任命に当たっては、その職務の重要性和独立性を十分に認識するよう徹底しております。

- ⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制について

監査役は、当社の業務執行取締役及び執行役員並びに関係会社の代表取締役に対し、業務執行状況等に関するヒアリングを定期的の実施しております。また、監査役は、コンプライアンス室と情報交換のための会議を定期的に行い、内部通報制度の運用状況等について確認を行っております。なお、社内・社外窓口への内部通報内容については、監査役へ報告される体制を整備しております。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項について
当社は、監査役の職務執行に当たって生じる費用の支払いについては、速やかに事務処理を行っております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
監査役は、取締役会、執行役員会等、当社の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人及び社外取締役と、定期的に意見交換を実施しております。
- ⑩ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）について
応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために、毎期、財務報告に係る内部統制の整備状況・運用状況を評価し、その結果を取締役会に報告するとともに、評価結果に基づき必要な改善を継続的に実施しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針（資本政策の基本方針）

- ① 基本方針
当社は、強固で安定的な財務基盤を維持するとともに、利益率及び資産効率の向上、並びに適切な株主還元を通じて、中長期的な企業価値向上と株主利益の拡大に努めます。
- ② 株主還元
当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向30%～50%を目処として、安定的に配当を行うことを基本方針とします。また、財務状況や市場環境等を踏まえて、機動的な自己株式の取得及び消却を検討いたします。
- ③ 資産・資本効率
当社は、中期経営計画OYO Jump18（2018年度から2020年度の3カ年計画）において、2020年度の自己資本利益率（ROE）6%以上の達成を目指しております。
また、当社の現預金に関しては、公共セクターとの取引が多い当社の事業特性上、一定規模の運転資金を確保する必要がありますが、これを上回る現預金については、研究開発・設備投資及びM&A等の企業成長戦略、並びに自己株式取得のための資金と位置付け、資産効率にも留意した内部留保金管理を行います。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,888	流動負債	9,750
現金及び預金	25,536	支払手形及び買掛金	720
受取手形及び売掛金	1,791	業務未払金	1,433
完成業務未収入金	19,518	リース債務	1,041
リース債権及びリース投資資産	2,440	製品保証引当金	136
有価証券	899	未払法人税等	421
未成業務支出金	2,395	未成業務受入金	1,671
商品及び製品	755	賞与引当金	137
仕掛品	651	受注損失引当金	161
材料及び貯蔵品	1,859	その他の	4,026
繰延税金資産	302	固定負債	4,941
その他の	1,757	リース債務	1,614
貸倒引当金	△19	退職給付に係る負債	1,940
固定資産	22,816	繰延税金負債	736
有形固定資産	12,568	再評価に係る繰延税金負債	416
建物及び構築物	4,838	株式給付引当金	57
機械装置及び運搬具	1,040	その他の	175
工具、器具及び備品	143		
土地	6,251	負債合計	14,691
リース資産	239	(純資産の部)	
建設仮勘定	55	株主資本	66,881
無形固定資産	1,364	資本剰余金	16,174
ソフトウェア	1,014	資本剰余金	15,077
ソフトウェア仮勘定	80	利益剰余金	37,458
のれん	142	自己株式	△1,828
その他の	127	その他の包括利益累計額	△1,000
投資その他の資産	8,882	その他有価証券評価差額金	1,248
投資有価証券	6,017	土地再評価差額金	△2,594
長期貸付金	72	為替換算調整勘定	305
退職給付に係る資産	1,306	退職給付に係る調整累計額	41
投資不動産	321	非支配株主持分	131
その他の	1,687	純資産合計	66,013
貸倒引当金	△523	負債純資産合計	80,704
資産合計	80,704		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2018年 1 月 1 日から
2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		45,232
売上原価		31,079
売上総利益		14,152
販売費及び一般管理費		12,671
営業利益		1,481
営業外収益		
受取利息	166	
受取配当金	83	
受取保険金及び保険配当金	102	
不動産賃貸料	53	
持分法による投資利益	78	
その他の	112	597
営業外費用		
支払利息	4	
貸倒引当金繰入額	13	
不動産賃貸原価	15	
固定資産除却損	129	
その他の	1	164
経常利益		1,913
特別利益		
投資有価証券売却益	9	9
特別損失		
減損損失	44	44
税金等調整前当期純利益		1,878
法人税、住民税及び事業税	668	
法人税等調整額	434	1,103
当期純利益		774
非支配株主に帰属する当期純損失		29
親会社株主に帰属する当期純利益		804

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,140	流動負債	5,585
現金及び預金	11,807	業務未払金	1,097
受取手形	136	未払金	149
完成業務未収入金	15,823	未払法人税等	1,781
売掛金	312	未払費用	163
有価証券	899	未成業務引当金	294
未成業務支出金	2,081	繰上り引当金	1,506
商品及び製品	239	賞与引当金	272
仕掛品	92	注税引当金	101
材料及び貯蔵品	258	退職給付引当金	161
前払費用	114	繰延税金負債	58
繰延税金資産	256	繰延税金負債	2,791
その他の資産	1,116	繰延税金負債	1,848
固定資産	29,739	繰延税金負債	57
有形固定資産	8,567	繰延税金負債	416
建物	3,458	繰延税金負債	416
構築物	49	繰延税金負債	52
機械及び装置	377	繰延税金負債	8,376
車両運搬具	10		
工具、器具及び備品	27	(純資産の部)	
土地	4,584	株主資本	55,854
リース資産	60	資本金	16,174
無形固定資産	1,014	資本剰余金	14,465
ソフトウェア	959	資本準備金	4,043
ソフトウェア仮勘定	46	その他の資本剰余金	10,422
その他の資産	8	利益剰余金	27,042
投資その他の資産	20,157	利益準備金	488
投資有価証券	5,211	その他の利益剰余金	26,554
関係会社株式	12,515	別途利益剰余金	23,307
長期貸付金	215	繰越利益剰余金	3,247
その他の貸付金	2,324	自己株式	△1,828
貸倒引当金	△109	評価・換算差額等	△1,351
資産合計	62,879	その他の有価証券評価差額金	1,243
		土地再評価差額金	△2,594
		純資産合計	54,502
		負債純資産合計	62,879

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2018年 1 月 1 日から
2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		24,718
売上原価		18,182
売上総利益		6,536
販売費及び一般管理費		6,209
営業利益		326
営業外収益		
受取利息及び配当金	662	
受取保険金及び保険配当金	94	
不動産賃貸料	101	
その他の	43	902
営業外費用		
支払利息	0	
不動産賃貸原価	33	
その他の	5	39
経常利益		1,189
特別利益		
投資有価証券売却益	9	9
税引前当期純利益		1,198
法人税、住民税及び事業税	216	
法人税等調整額	49	265
当期純利益		932

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月28日

応用地質株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 建 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、応用地質株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、応用地質株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年2月28日

応用地質株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 建 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、応用地質株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室(内部監査担当部門)その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月28日

応用地質株式会社 監査役会

常勤監査役	長	尾	登	㊟
常勤監査役	香	川	眞	一
社外監査役	内	藤	潤	㊟
社外監査役	酒	井	忠	司

以 上

〈メ モ 欄〉

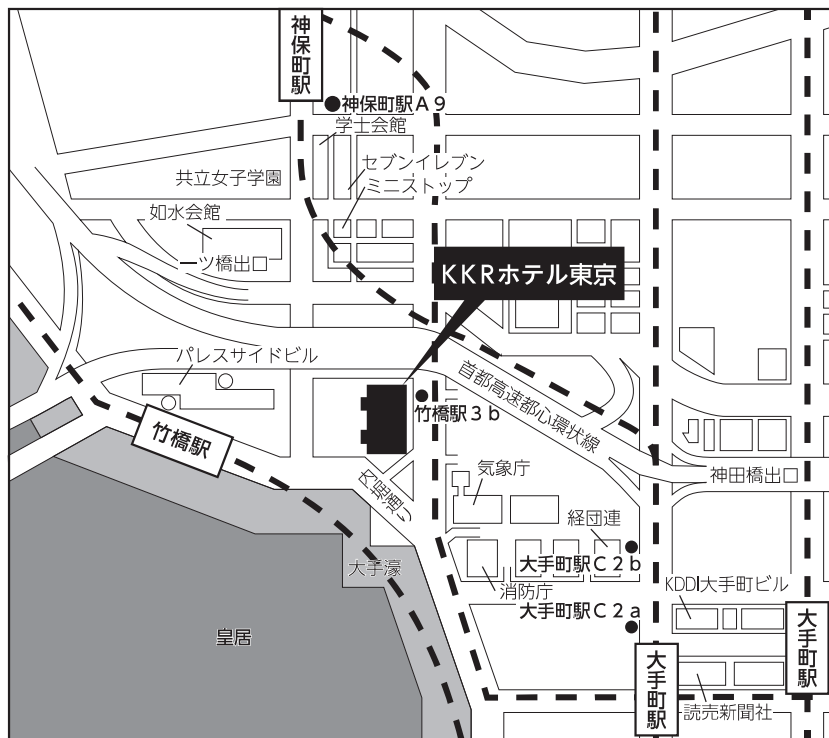
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ モ 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K Rホテル東京 11階 孔雀の間
電話 03-3287-2921



- 交通
- ◎地下鉄（東西線）竹橋駅 3 b 出口直結
 - ◎地下鉄（千代田線他）大手町駅 C 2 a・b 出口より徒歩 5 分
 - ◎地下鉄（都営三田線他）神保町駅 A 9 出口より徒歩 5 分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

